

スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和 2 年 5 月 1 4 日
(令和 2 年 5 月 2 9 日 改 訂)
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

1 はじめに

5月4日に第33回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同本部において改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）においては、同日に公表された、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」も踏まえ、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日開催の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められています。

本ガイドラインは、基本的対処方針を受けて、各種スポーツイベントを再開するに当たっての基準や、再開後の開催時における感染拡大予防のための留意点について、専門家会議の提言等を参考に、まとめたものです。

各スポーツ団体におかれては、本ガイドラインに従ってスポーツイベントを行っていただくとともに、特に中央競技団体におかれては、必要に応じ、本ガイドラインを参考に、練習・トレーニングにおける注意事項を含んだ、競技特性に応じた各競技別のガイドラインの作成に取り組んでいただきますようお願いします。

なお、スポーツイベントの実施に際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。このため、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いします。

また、スポーツイベントの実施の際に利用する施設における感染拡大予防策については、5月14日付けでスポーツ庁が作成した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでいただけますようお願いします。

2 スポーツイベントの再開に当たっての基本的考え方について

スポーツイベントの再開に当たっては、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、以下のとおり対応することが適当です。

なお、当該スポーツイベントが開催される各都道府県知事の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県

のスポーツ主管課や衛生部局等への御相談をお願いします。

(1) 特定警戒都道府県に指定される都道府県

- 比較的少人数のものも含め、クラスターが発生するおそれがあるスポーツイベントについては、引き続き、各都道府県知事からの自粛要請等に基づき、適切に対応することが求められます。
- 特に、全国的大規模なスポーツイベントについては、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。

(2) 特定警戒都道府県以外の特定都道府県に指定される都道府県

- 全国的大規模なスポーツイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。
- 一方、比較的少人数が参加するスポーツイベントについては、地域の感染状況等も踏まえて、各都道府県知事がイベントの開催制限の解除等の対応をとることが考えられます。この場合は、適切な感染防止対策（後述「3 スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について」参照）を講じた上で実施することが可能です。

(3) 緊急事態措置の対象とならない都道府県

- 基本的対処方針によれば、スポーツイベントを含む催物の開催については、各都道府県知事において、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、おおむね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件（人数上限）を緩和することとされています。また、各都道府県知事宛に別添の「移行期間における都道府県の対応について」（令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）が発出されており、本文及び別紙において、移行期間におけるステップごとの屋内外の別での施設収容率や人数上限に係る基本的考え方等が示されているところです。
- これらを踏まえた各都道府県における、スポーツイベントを含む催物の開催に係る方針に従い、実施の可否等について御判断いただくようお願いします。また、判断に迷う場合は、開催地の都道府県スポーツ主管課に相談してください。
- 上記の移行期間において、各段階の一定規模以上のスポーツイベントの開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するなど、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。
- 感染拡大の兆候やスポーツイベントにおけるクラスターの発生があった場合、各都道府県知事の協力の要請等に基づき、無観客化、中止、延期等の適切な対応を行うことが必要です。

3 スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、参加者がスポーツイベントに安全・安心に参加できるよう、各都道府県知事の方針に反しないことを前提として、スポーツイベントを開催・実施することとした主催者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。

また、スポーツイベントの主催者は、以下の内容を踏まえつつ、各イベントの特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理することが求められます。また、各事項については、チェックリスト化（※）し、適切な場所（イベントの受付場所等）に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、イベントの主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。なお、各事項の整理に当たっては、5月4日開催の専門家会議提言の別添において、「新しい生活様式」の実践例が示されているので、そちらも参照してください。また、障がい者や高齢者など参加者の特性にも配慮する必要があります。

（※）チェックリスト（主催者及び参加者向け）のサンプルを添付しております（別添1、2）。

各スポーツイベントの特性等を勘案して、感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

（1）スポーツイベントの参加募集時の対応

スポーツイベントの主催者は、参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、スポーツイベントへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。

なお、スポーツイベントの主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（イベント当日に確認を行う。）。
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること。）。
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- ⑤ イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと。

- ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑦ イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(2) 当日の参加受付時の留意事項

スポーツイベントの主催者は、イベント当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全にイベントを開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することとも考えられる。)
- ③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- ④ 参加者が距離をおいて(できるだけ2mを目安に(最低1m))並べるように目印の設置等を行うこと。
- ⑤ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- ⑥ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。
- ⑦ 当日の受付のほか、イベント前日の受付を行うなど当日の混雑を極力避けること。

(3) スポーツイベント参加者への対応

1) 体調の確認

スポーツイベントの主催者は、イベント当日に、参加者から以下の情報を、主催者が保存できる形で提出を求めることが必要です。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)※個人情報の取扱いに十分注意する。
- ② イベント当日の体温
- ③ イベント前2週間における以下の事項の有無
 - ア 平熱を超える発熱
 - イ 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
 - ウ だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)
 - エ 嗅覚や味覚の異常
 - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

2) マスク等の準備

スポーツイベントの主催者は、参加者がマスクを準備しているか確認することが必要です。

なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるもの（※）とするものの、参加の受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることが考えられます。

（※）マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知すること。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること。

3) スポーツイベント参加前後の留意事項

スポーツイベントに参加する個人や団体は、イベントの前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。

（4）スポーツイベントの主催者が準備等すべき事項

1) 手洗い場所

スポーツイベントの主催者は、参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。

- ① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ③ マラソンイベント等では、始点、休憩所、終点にできるだけ手洗い場を確保すること。
- ④ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することもある。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
- ⑤ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

2) 更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備することが求められます。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。（障がい者の介助を行う場合を除く。）

- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

3) 洗面所

洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツを行う際に利用する洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理することが求められます。

- ① トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ③ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ④ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ⑤ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することもある。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）

4) 飲食物の提供時

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮して行うことが求められます。

- ① 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ② スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。（ただし、ドーピング検査の対象となる者が参加するイベントでは、未開封の飲料を提供しなければならないこと。）
- ③ 果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと。
- ④ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。

5) 観客の管理

スポーツイベントに観客も参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとることが求められます。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知することが必要です。

6) スポーツイベント会場

スポーツイベントを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが考えられます。

(※) スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでいただきますようお願いします。
(再掲)

7) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することが求められます。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒することが必要です。

(5) 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

スポーツイベントの主催者は、イベントの参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること。(介助者や誘導者の必要な場合を除く。)

強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

(※) 感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

② 位置取り

走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼吸の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

③ その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てないこと。

(※) その他、各中央競技団体において、競技特性に応じ、各競技別のガイドラインを作成する際、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいた

だきますようお願いします。（再掲）

（６）その他の留意事項

スポーツイベントの主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、イベント当日に参加者より提出を求めた情報（上記（３）１））について、保存期間（少なくとも１月以上）を定めて保存しておくことが必要です。

また、スポーツイベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが必要です。

加えて、現在、導入が検討されているスマートフォンを活用した接触確認アプリは接触率の低減や感染の拡大防止に寄与することを踏まえ、活用を検討してください。

＜参考ホームページ＞

・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和２年５月１４日スポーツ庁作成・令和２年５月２５日改訂）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和２年３月２８日（令和２年５月２５日変更）・新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf>

・移行期間における都道府県の対応について（令和２年５月２５日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf

・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

・スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について（公益財団法人日本スポーツ協会）

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4164>

（以上）